

## 宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う土砂埋立ての手続きの変更について

### 1. 土砂埋立て等手続き変更の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、宅地造成等規制法を抜本的に改正して、土地の用途に関わらず危険な盛土を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が令和5年5月26日に施行された。（規制の運用開始は、大阪府が本町域における宅地造成等工事規制区域指定予定日の令和6年4月1日となる。）

### 2. 土砂埋立て等手続き変更の趣旨

現行の土砂埋立て等については、対象面積が3,000㎡以上は大阪府条例、500㎡以上3,000㎡未満は市町村条例で規制をしてきたところであるが、盛土規制法は500㎡を超えるものとなっており、その規制対象も、全ての土壌形状の変更行為となっているなど、現行の宅地造成等規制法と本町の「土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）」を包含する法制度となっていることから、本町の土砂条例を廃止する。

なお、盛土規制法においては、罰則が抑止力として十分機能するよう更に厳しいものとなっている。また、大阪府域全体が令和6年4月に規制区域として指定される見込みとなっており、これまで以上の規制が期待できる内容となっている。

### 3. 経過措置

現行の土砂条例廃止前になされた許可の申請等の行為に対する処分等、現行条例の規定の適用が、廃止後も必要であることから、経過措置を設ける。（現在、申請なし）

（内容）

- ①条例廃止直前の許可申請等に3月末までの許可処分が間に合わなかった場合、4月1日以降も従前のおり許可
- ②上記①の許可等及び3月末までに行われた許可は、許可期間満了日まで有効
- ③3月末以前に発出された命令について、その事由が消滅するまでの間は4月1日以降も有効
- ④上記②及び③について、4月1日以降に土砂条例における新たな違反行為が確認された場合は、従前のおり罰則を適用可能

### 4. 大阪府及び大阪府内の自治体の制定状況

- ・大阪府：令和6年4月1日に廃止条例を施行予定。（経過措置の建付けは本町同様）
- ・府内で当該条例のある団体のほとんどは、今年度末に条例を廃止する予定。



- R5.5.26施行の「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」は、「宅地造成等規制法」と「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(土砂条例)」の規制を包括する法制度
- 現在、規制区域を指定するための調査を進めているところ、法定権限を有する政令市・中核市の区域も含め、府域全域が規制区域に指定される見込み
- R6.4から盛土規制法を運用開始する予定。これに伴い土砂条例を廃止する。⇒ 令和5年9月議会で提案

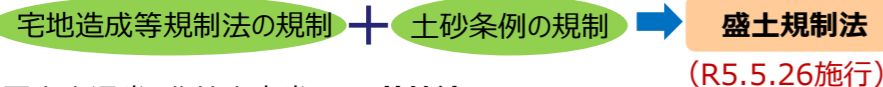
盛土規制法の概要

現行制度では、各法律の目的の限界から盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在(一部地方公共団体では、条例を制定して対応)



R3.7 静岡県熱海市

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法を制定

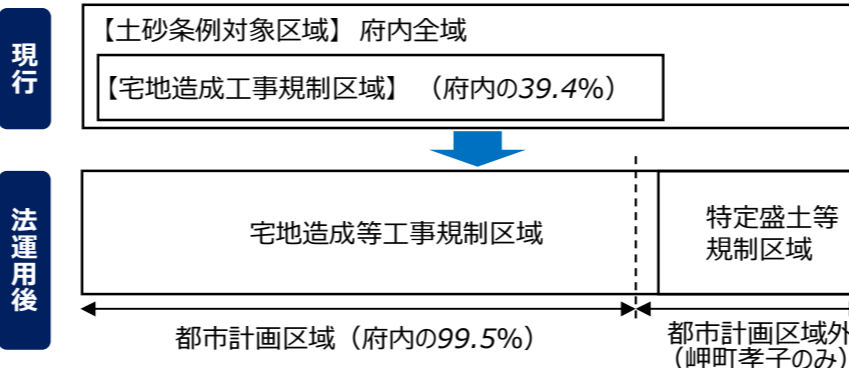


- ・国土交通省・農林水産省による**共管法**
- ・宅地、森林、農地等の**土地の用途に関わらず規制**
- ・他法令(森林法・砂防法等)に基づく手続きは引き続き必要

規制区域	宅地造成等工事規制区域	市街地又は市街地になろうとする区域、集落、それらに隣接・近接する区域など、人家等が存在するエリア(農地や森林を含む) ⇒主として都市計画区域を想定
	特定盛土等規制区域	市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等) ⇒主として都市計画区域外を想定
規制対象	宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
	特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの
	土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る)

大阪府における対応

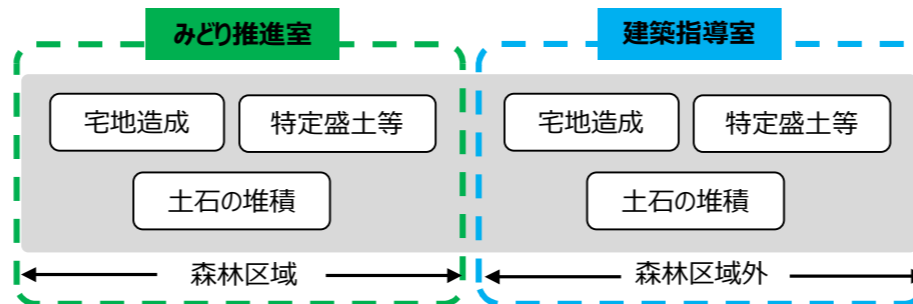
規制区域の指定



※調査委託(6月契約)⇒**府域全域**が規制区域になる見込み  
 ※関係市町村への意見照会(11月頃)のうえ、R6.4月に区域指定予定(政令市、中核市は、法定権限を有するため各市において区域指定等を行う)

執行体制の整備(案)

森林区域を環境農林水産部、森林区域以外を都市整備部で業務を分担



※森林区域は、森林法に基づく林地開発許可の対象となるエリアで、環境農林水産部は林地開発許可制度と一体的に規制  
 ※規制対象の大幅な拡大や、不適正な盛土行為の多くが森林部で発生することが想定されることから、適切な対応を行うため人員体制を強化

盛土規制法と土砂条例の比較

内容	盛土規制法	土砂条例
①規制区域	府域全域(調査中)	府域全域
②対象規模面積等	500m2超または盛土高2mなど	3,000m2以上
③規制対象行為	全ての土地形状変更	土砂搬入による埋立て等
④検査・報告	定期報告、中間検査、完了検査	完了検査のみ
⑤監督処分の対象	工事主、請負人、下請人、現場管理者、土地所有者	工事主、土地所有者
⑥既存盛土に対する改善命令	規定あり	規定なし
⑦罰則	3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(法人重科3億円以下)	2年以下の懲役または100万円以下の罰金

規制対象規模や監督処分、罰則など全てにおいて**盛土規制法が厳しい**

盛土規制法の運用開始に伴い、土砂条例を廃止する

- 土砂条例にあつて盛土規制法の規定にない内容
- ・土砂搬入禁止区域  
⇒盛土規制法において、幅広い工事関係者への監督処分や実効性の高い罰則が措置された  
※既指定(1件)については、経過措置規定を設けて引き続き指導
  - ・汚染土壌の確認・水質検査  
⇒盛土規制法の施行に合わせて、資源有効利用促進法省令が改正され土壌汚染対策法において汚染のないことが確認できた土砂のみを盛土規制法の許可地に搬入させる仕組みに強化された  
※水質検査…許可時の必要事項として、引き続き実施を求める

スケジュール	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
国の動き	R4.5.27 盛土規制法公布 → R4.12.23 政令公布	R5.5.26 法・政令施行		R7.5.25 経過措置期間終了
府の動き	市町村への情報提供・会議等	R5.4月～市町村への権限移譲の調整 R5.6月～基礎調査の実施	11月頃 市町村への意見照会 R6.1～3月 区域指定案公表	R6.4月～規制区域の指定・許可制度等の開始